

岡崎市美術品等資料寄託受入事務取扱要綱

平成9年8月1日制定

(最終改正 令和2年4月1日)

(趣旨)

第1条 この要綱は、岡崎市に美術品及び歴史、考古、民俗等に関する資料(以下「美術品等資料」という。)の寄託の申出があった場合の事務の取扱いに関し必要な事項を定めるものとする。

(規則との関係)

第2条 美術品等資料の管理に関しては、岡崎市物品管理規則(昭和39年岡崎市規則第5号。以下「規則」という。)の規定によるほか、この要綱に定めるところによる。

(寄託受入事務の所管)

第3条 美術品等資料の寄託の受入事務は、岡崎市社会文化部美術博物館長(以下「美術博物館長」という。)が執り行うものとする。

(美術品等資料の調査書の作成等)

第4条 市の機関の長は、美術品等資料の寄託の申出を受けたときは、様式第1号による美術品等資料調査書(以下「調査書」という。)を作成し、美術博物館長に提出する。

(寄託申込み)

第5条 美術博物館長は、美術品等資料の寄託を受けようとするときは、寄託をしようとする者から様式第2号による美術品等資料寄託申込書(以下「申込書」という。)を提出させるものとする。

(意見の聴取)

第6条 美術博物館長は、前条の規定により申込書の提出を受けたときは、調査書を添付のうえ、岡崎市美術品等収集委員会又は岡崎市博物資料収集委員会(以下「収集委員会」という。)に諮り、その意見を聴かなければならない。

(寄託受入れの決定)

第7条 美術博物館長は、申込書及び収集委員会の意見書を添付のうえ、寄託の受入れの決定の執り進めるものとする。

(寄託証書の交付)

第8条 美術博物館長は、寄託の受入れの決定後、寄託の申込みをした者から美術品等資料を受領したときは、当該寄託の申込みをした者に様式第3号による美術品等資料寄託証書(以下「寄託証書」という。)を交付する。

(寄託期間)

第9条 寄託を受入れる期間(以下「寄託期間」という。)は、原則として、10年(年度の中途における寄託の受入れにあつては、当該年度の4月1日

から起算して10年)とする。ただし、寄託者に異議がない場合は、更に10年間寄託期間を継続して寄託を受けることができるものとする。

(寄託の更新)

第10条 美術博物館長は、前条の規定により寄託期間を継続する場合は第5条の規定に基づき、寄託手続きを行う。

2 前項をうけて、美術博物館長は寄託証書を交付する。

(返還)

第11条 美術博物館長は、寄託者から寄託を受けた美術品等資料(以下「寄託美術品等資料」という。)の返還又は一時的返還の申出があった場合は、様式第4号による寄託美術品等資料返還申出書兼受領書を提出させた後に返還するものとする。

(搬入等の経費負担)

第12条 寄託の受入れの決定を受けた美術品等資料の搬入及び寄託美術品等資料の返還に要する費用は、寄託者の負担とする。ただし、美術品等資料の価値等を勘案し、市においてそれらの費用を負担する必要がある場合は、この限りでない。

(所有者等の変更届出)

第13条 美術博物館長は、売買、相続等により寄託美術品等資料の所有者に変更があった場合又は所有者の氏名若しくは住所(法人にあっては、名称若しくは所在地)の変更があった場合は、様式第5号による寄託美術品等資料所有者等変更届及び寄託証書を提出させるとともに、新たに寄託証書を交付する。

(寄託証書の再交付)

第14条 美術博物館長は、寄託者が寄託証書を亡失し、又は損傷若しくは汚損した場合は、様式第6号による寄託美術品等資料寄託証書再交付申請書兼受領書を提出させ、寄託証書の再交付を行うものとする。この場合において、寄託証書を損傷又は汚損したことにより寄託証書の再交付を行ったときは、当該損傷又は汚損した寄託証書を徴するものとする。

(寄託美術品等資料の保管)

第15条 寄託美術品等資料を保管する美術博物館長及び市の機関の長は、寄託美術品等資料を亡失し、又は損傷しないように最善の注意を払い、適切に保管する。

2 寄託美術品等資料が、紛失・破損等の場合は、市が補償をおこなう。ただし、天災その他不可抗力により損傷し、又は滅失した場合において、市はその責めを負わない。

(寄託美術品等資料の貸出し)

第16条 寄託美術品等資料を保管する美術博物館長及び市の機関の長は、国、他の地方公共団体等が設置する博物館又は博物館と同一の目的を有する施設の長からの求めに応じて寄託美術品等資料を貸し出す場合は、当該貸出し

を受ける者に対して、寄託美術品等資料を亡失し、又は損傷しないよう最善の注意を払うように条件を付さなければならない。

(寄託美術品等資料の管理事務の総括)

第 17 条 この要綱に定めるもののほか、美術博物館長は、寄託美術品等資料の管理の適正を期するため、総務部契約課長と協議するものとする。

附 則

この要綱は、平成 9 年 8 月 1 日から施行する。

この要綱は、平成 10 年 4 月 1 日から施行する。

この要綱は、平成 13 年 4 月 1 日から施行する。

この要綱は、平成 15 年 4 月 1 日から施行する。

この要綱は、平成 18 年 4 月 1 日から施行する。

この要綱は、平成 23 年 4 月 1 日から施行する。

この要綱は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。

この要綱は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。

この要綱は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。